

2008年11月12日

岡山県知事 石井 正弘 様

憲法改悪反対岡山県共同センター

〒700-0905 岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議内

TEL (086) 221-0133

代表運営委員 妹尾 幸敏 (岡山県労働組合会議)

代表運営委員 氏平美穂子 (岡山県民主医療機関連合会)

代表運営委員 中尾 元重 (岡山県平和委員会)

代表運営委員 江草ケイ子 (新日本婦人の会岡山県本部)

国民保護実動訓練の中止を求める申し入れ

岡山県は10月24日、「平成20年度岡山県国民保護訓練(実動)」(以下、訓練)を内閣官房、消防庁と共同で実施すると発表しました。

それによると、この訓練は「岡山県国民保護計画の実効性と初動対応能力の向上を図るため」、大規模テロの発生を想定して行われるもので、県総合グラウンドと児島湾周辺での実動訓練と並行し、岡山県庁内で緊急対処事態対策本部の設置などの図上訓練も行われることになっています。

規模は、内閣官房、消防庁をはじめ自衛隊、第6管区海上保安本部、日赤岡山県本部などの他に県警本部、岡山市と県内市町村、23の指定地方公共機関などの関係機関が参加し、県民も動員する大がかりなもので500名に上るとされています。

しかしこの訓練は、次ぎに示すように日本を戦争国家に導く一里塚となる危険なもので、平和憲法の諸原理を破壊する重大な行政措置以外のなものでもありません。

第一に、この訓練は戦争に備える政府の方針に沿い、国民保護法に基づいて国民を平時から臨戦態勢に巻き込もうとするものです。

国民保護法は、国民の大きな反対を押し切って成立した憲法違反の武力攻撃事態法(戦争法)を母法とする「有事関連七法」の一つで、アメリカが海外で始めた武力侵攻に日本が全面的に協力し国土が戦争状態になったとき、警報の伝達、住民の避難と救援、安否の確認、生活関連物資の確保等の措置を地方自治体等に求め、国民を米軍や自衛隊に協力させ動員することを定めるとともに、平時から戦時対応の訓練を行うことを義務づけています。

今回の訓練は、今後これを反復し県下市町村に拡大することによってアメリカ主導の戦時に備える県内の態勢づくりが日常化される重大な一歩となるものです。

第二に、今回の訓練は、大規模テロに備えるために行うとされていますが、これを突破口として国民保護法が主要目的とする戦時想定訓練の本格的実施に国民を誘導するものに他なりません。

この訓練は、本来犯罪・治安の領域に属するテロや暴動などを「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為」、「緊急対処事態」と称して国民保護法に盛り込み、平時において警察力で対処すべき事案を「武力攻撃災害」と同列において、国民保護法を発動させるためにとられる措置です。それにはテロ行為に対する住民の恐怖や不安、警戒心に乘じて、戦時の国民動員体制に移行する下地を醸成する効果を生むねらいが込められていると思わざるをえません。

第三に、この訓練は、周辺諸国に仮想敵をつくって海外の戦争に備える国防意識を国民に定着させるための手段であり、平和外交を口にしながらい国内では戦時総動員体制を構築するという意図に奉仕させられるものです。

貴職もご承知のとおり、国民保護法に基づく「国民の保護に関する基本指針」では、「わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下している」と認めているにもかかわらず、「新たな脅威や多様な事態」への対応が差し迫った課題であると断定しています。その上で日本がNBC兵器の使用を含む外国軍隊の上陸侵攻やゲリラ・特殊部隊の攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機攻撃等の武力攻撃をいつかは受けるかのような無理な想定を試み、それを自然災害と同様の避けがたい事象と強調してことさらに危機感をあおっています。しかし、そこに描かれた「武力攻撃事態」の可能性はいずれも具体的検証を回避した机上の作文の域を出ず、その架空性は、2006年10月と11月に長崎市が内閣官房長官に提出した「核兵器攻撃による具体的な被害想定の結果及びこれに基づく対応策」についての質問にいまだに回答できないことで、政府自身が余すところなく明らかにしているところです。

しかも国民保護法を含む有事法制がほぼ完結した2004年の時期は、「東南アジア友好協力条約(TAC)」に日本が批准書を寄託し加盟する時期と全く重なっていることを想起せざるをえません。TACはその目的に「締約国の国民の間の永久の平和、永遠の友好及び協力を促進すること」をうたい、「意見の相違又は紛争の平和的手段による解決」と「武力による威嚇又は武力の行使の放棄」を基本原則とする条約であり、日本国憲法と深く共鳴する多国間安全保障機構です。今や日本周辺のすべての国を含む世界25カ国(地球人口の57%)を覆うまでに発展し、世界平和の新たな趨勢を象徴するまでになっています。

日本は、この条約を誠実に遵守する義務を負うことになったその途端に、条約諸国が存在するアジア太平洋地域に対するアメリカの武力侵攻に協力し補完する体制を一層強化する国内法制を整備しました。日本国憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持」という精神に背反する姿勢をさらにあらわにしたといわなければなりません。

今回の訓練はこのような二重基準を臆面もなくとり続ける国政の矛盾を国民に覆い隠し、アメリカに従属した安保体制を国民犠牲の上を守るための措置以外のなにものでもありません。

これまで述べたとおり、今回の訓練は、憲法上も国際的にも極めて重大な問題をはらんでおり、地方自治の本旨を侵害し、平和のうちに生きることを望む県民の権利を大きく傷つけるものです。特に平和的生存権については、「全ての基本的人権の基礎にあつてその享有を可能ならしめる基底的権利である」と認め、これを侵害された場合は自由権的対応において差止請求や損害賠償請求が成り立ちうると明示した自衛隊イラク派兵差止訴訟の名古屋高裁判決が本年5月に確定していることはご承知のとおりです。この判決は、平和的生存権を侵害する例示として現実的な戦争や武力の行使と並べて「戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ」る場合を挙げていますが、県民の「平和を求める良心」を侵害する今回の政府と岡山県の共同訓練は、明らかにこの判示に相当する行為です。

貴職及び政府が司法の憲法判断を尊重する限り、この名古屋高裁の確定判決によって国民保護法の執行としての今回の訓練を実行する権限はどこにもなくなったといわなければなりません。

私たちは、以上の理由でこの訓練に岡山県民として強く反対し、計画を直ちに全面的に中止するよう求めるとともに、貴職が知事としての対応を憲法に照らして再検討し、いやしくも判断を誤ることのないように厳しく申し入れるものです。

以上